

岩沼市告示第 89 号

納税通知書を下記の者に発送したところ、その住所及び居所が明らかでないため送達ができないので、岩沼市市税条例（昭和30年条例第19号）第18条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民・税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年8月13日

岩沼市長 鬼澤 聡

記

1 送達書類の名称 令和8年度国民健康保険税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	通知書番号	氏名
1	0001011615	PAINULY HARSHMANI
2	0001005521	堤 領王
3	0000458237	渥美 秀夫
4	0001004159	熊谷 勇治
5	0001014900	松岡 大地
6	0000715170	飯塚 浩史
7	0001008812	平間 慎也
8	0001003880	LITERATOS ROSEMAE JOY SALUTAN
9	0000108177	加納 利昭
10	0001010137	五十嵐 敦
11	0001013920	安藤 剛
12	0001010217	高階 咲来

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。